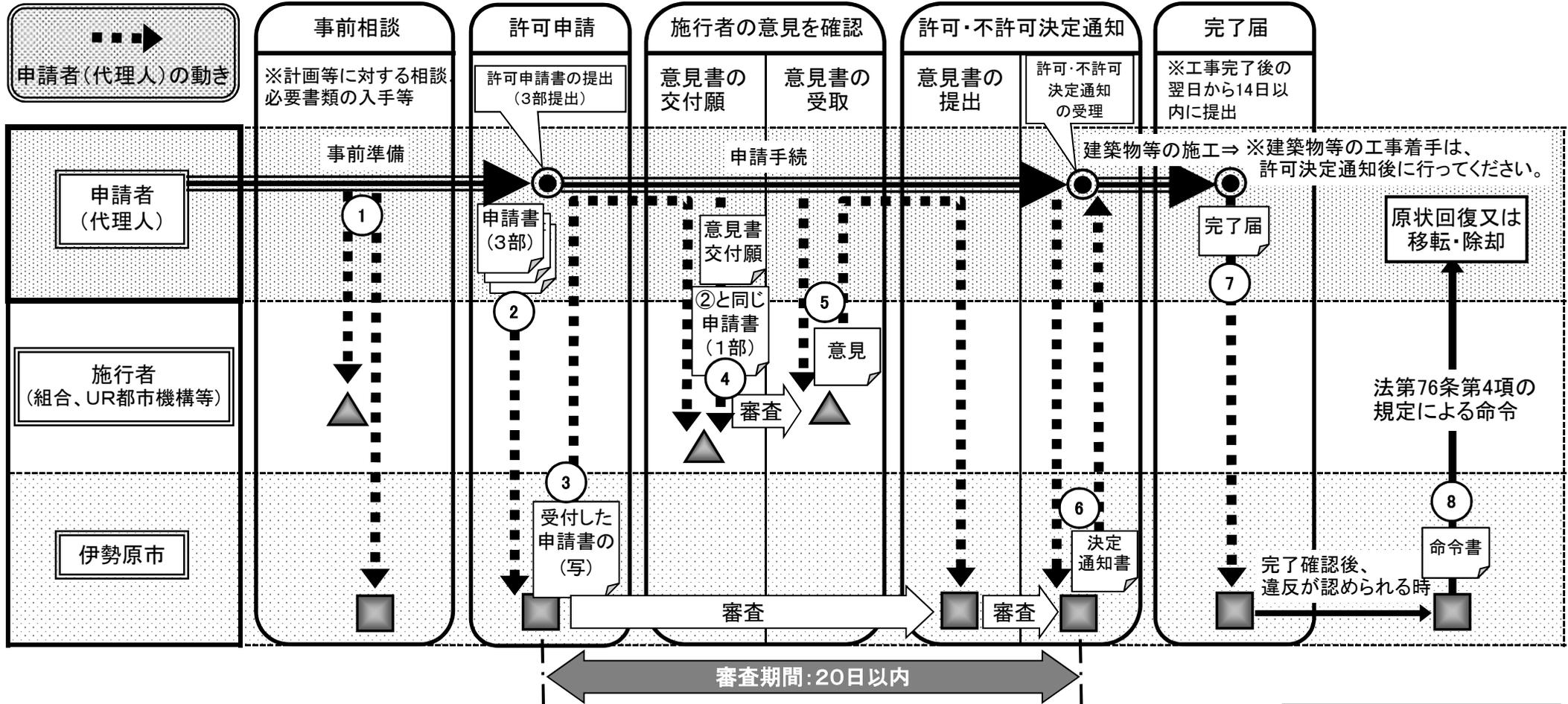


# 土地区画整理法第76条許可申請手続の流れについて



- ①：申請者（代理人）は、必要に応じて施行者（組合、UR都市機構等、以下「施行者」という）又は市と事前相談を行ってください。
  - ②：申請者（代理人）は、市へ許可申請書を3部提出してください。
  - ③：市は、許可申請書を受付した後、受付した許可申請書（第1号様式）のコピーをお渡ししますので、④の意見書交付願と一緒に施行者へ提出してください。 ※④の様式（意見書交付願）は、施行者に確認してください。
  - ④：申請者（代理人）は、③で受け取ったコピーと一緒に意見書交付願を提出してください（必要部数等は、施行者に確認）。
  - ⑤：施行者は、③及び④を受理した後に審査し、申請者（代理人）に意見書を交付しますので、その意見書を市へ速やかに提出してください。
  - ⑥：市は、⑤の施行者の意見を確認し、総合的に審査し決定通知書（許可又は不許可）により通知します。
  - ⑦：⑥の許可を受けた申請者（代理人）は、工事完了後に完了届を市へ提出してください（完了した翌日から起算して14日以内に提出）。
  - ⑧：完了確認後、違反が認められた場合には、法第76条第4項の規定に基づき、原状回復又は移転・除却を命じます。
- 注意：申請者（代理人）は、③と④及び⑤を速やかに提出してください。提出が滞ると審査期間に影響があります。

《問い合わせ先》  
 伊勢原市 都市部  
 市街地整備課  
 TEL0463-94-4764(直通)

【東部第二地区・  
 伊勢原大山インター地区担当】  
 新産業拠点整備課  
 TEL0463-94-4769(直通)